

「令和7年度特定廃棄物埋立処分（クリーンセンターふたば）に関する技術検討業務」の質問回答書

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
1	-	-	-	技術者適用単価について、国土交通省設計業務委託等技術者単価にて入札公告期間中に適用単価の改正があった場合、最新単価が適用するか。	技術者の単価は、令和6年度「設計業務委託等技術者単価」（国土交通省単価）を適用しています。また、入札公告期間中に適用単価の改正があった場合、新単価（令和7年度）を適用する事とします。新単価及びその適用開始時期については、福島地方環境事務所ホームページに掲載する予定なので、ホームページをご確認ください。（福島地方環境事務所ホームページ>「調達情報」>「積算基準・資材単価等」） https://fukushima.env.go.jp/procure/index.html
2	-	-	-	特殊勤務手当は、設計変更の対象と考えてよいか。	貴見のとおりです。
3	-	-	-	旅費交通費は率を用いた積算（土木設計業務、滞在を伴わない業務の場合）として、直接人件費の0.63%として計上し、上限24.4万円と考えてよいか。	貴見のとおりです。
4	特記仕様書	2～3	第12条	「打合せ」は全8回と記載があるが、金抜き設計書・入札時参考資料に計上されていない。「打合せ」については設計変更の対象と考えてよいか。	貴見のとおりです。
5	特記仕様書	7～8	第3条	「処分場の構造等に変更が必要な場合は、工事発注等に必要の図面を作成するものとする。」とあるが、この業務に設計は含まれないと考え、照査技術者は配置しないで良いか。また、数量計算書の作成は含まれないとの理解で良いか。	貴見のとおりです。
6	特記仕様書	7～8	第3条	「関係法令」を整理する上で、関係機関（福島県等）との協議が必要と想定されるが、関係機関との協議を行う場合は、設計変更の対象と考えていいか。	関係機関との調整が必要な場合は調査職員と協議するものとし、その場合は設計変更の対象とします。
7	特記仕様書	7～8	第3条	検討課題整理をする上で対象となる廃棄物は、特定廃棄物のみとなるか（生活ごみやインフラ整備等の産業廃棄物等は含まれないか）。	生活ごみやインフラ整備等の産業廃棄物等も含まれます。
8	特記仕様書	7～8	第3条	「埋立量等」とあるが、埋立量の整理に必要な情報（数量）は提供頂けるとの理解でいいか。	貴見のとおりです。
9	特記仕様書	8	第4条	「とりまとめた資料（ホームページ公表用資料、工事定例会資料等）」「等」には何が含まれているのか。作成する資料が追加となる場合は設計変更対象と考えていいか。	その他、モニタリングに関する資料（各連続測定機器測定結果、月次モニタリング結果）となります。調査職員の指示により、追加資料がある場合、設計変更の対象とします。

10	特記仕様書	8	第4条	環境モニタリングに係る課題検討は、「追加調査などが必要な場合は、(略)実施するものとする。」と条件付きとなっているが、協議の上実施するとした場合、設計変更対象と考えてよいか。(入札時参考資料(単価表)の5号単価表にも数量が計上されていない)	貴見のとおりです。
11	特記仕様書	8~9	第5条	想定されるアドバイザー委員会の委員構成は令和6年度公告時の現場説明事項書に記載されている構成と変わらないと考えてよいか。	貴見のとおりです。
12	特記仕様書	8~9	第5条	アドバイザー委員会の委員への謝金及び交通費は設計変更の対象と考えてよいか。また、分科会の開催が実施された場合は設計変更の対象と考えてよいか。	貴見のとおりです。
13	特記仕様書	9	第8条	進捗確認会議および埋立処分等工事受注者を交えた協議については、設計変更の対象と考えてよいか。	進捗確認会議(定例打合せ)・・・当初計上していないが実績により設計変更の対象とします。 工事受注者を交えた協議・・・調査職員の指示により開催されたものについては設計変更の対象とします。
14	入札時参考資料(単価表)	0-0053	第6号単価表	事前説明の議事録は作成する必要があるか。ある場合、第6号単価表のうち、「事前説明」と「議事録作成」のどちらに人工が計上されているか。	事前説明(意見集約)に含まれます。
15	入札時参考資料(単価表)	0-0064	第56号単価表	各回の会議資料のボリュームは、HPに公開されている令和6年度開催時の資料程度を考えてよいか。	貴見のとおりです。
16	入札時参考資料(単価表)	0-0064	第58号単価表	「クリーンセンターふたば環境安全委員会運営」には、委員会視察における対応、委員乗車用の車両手配も含まれているか。	含まれます。